

総務委員会会議録

令和8年3月10日（火）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：45

【 案 件 】

1. 議案第67号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号））
2. 議案第44号 飯塚市行政手続条例の一部を改正する条例
3. 議案第45号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
4. 議案第47号 飯塚市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例
5. 議案第48号 飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例
6. 議案第59号 飯塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例
7. 議案第62号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
8. 議案第64号 飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること
9. 議案第65号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

【 報告事項 】

1. 公用車による物損事故の発生について （防災安全課）

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第67号 専決処分の承認（令和7年度 飯塚市一般会計補正予算（第8号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○選挙管理委員会事務局長

「議案第67号 専決処分の承認」について、ご説明いたします。

専決第2号「令和7年度飯塚市一般会計補正予算（第8号）」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めますのでございます。

「議案第67号」と表示しております令和8年1月28日専決分の補正予算資料をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。表の下のほうに記載しておりますように、1月23日衆議院解散に伴う2月8日執行の衆議院議員選挙の関連経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に5737万1千円を追加して910億2258万1千円にしようとするものです。

4ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、歳出予算に計上しております衆議院議員選挙に係る財源を追加するものでございます。

次に、歳出でございますが、総務費、衆議院議員選挙費の職員給与費としまして、2924万8千円を追加し、選挙経費に関するものとして、2812万3千円を追加するものでございます。

5ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表を添付しております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○城丸委員

すみません、1件だけ。いつも選挙のときにですね、立会人さんっておられますよね。自治会長とか。そういう人たちに聞いたらですね、何か、報酬というか、が安いんですよね。時間に対して、非常に安いんじゃないかと、私は思っているんですよね。何かに基づいて払われているんですか。

○選挙管理委員会事務局長

投票立会人、監督その他の当日の報酬でございますけども、これ一応基準がございます、ちょっと今法律名が——、すみません。選挙執行に係る法律が、経費の基準を定める法律がございます、それに基づいて設定をさせていただいております。

○城丸委員

決まりがあるならしょうがないかなと思いますけど、やっぱり時間に対して、非常に何か安いような気がしてしょうがないので、丸一日おられるので、もう少し何とか、何とか上げてもらえればいいかなと思って要望しております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第67号 専決処分の承認（令和7年度飯塚市一般会計補正予算（第8号））」については、承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第44号 飯塚市行政手続条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○総務課長

「議案第44号 飯塚市行政手続条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。

議案書の5ページをお願いいたします。本件は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法の一部を改正する法律による改正後の行政手続法において、不利益処分をしようとする場合に、事前に必要となる聴聞及び弁明の機会の付与を行うに当たっての通知に係る公示送達をデジタル化するとされたことから、飯塚市行政手続条例についても同様にデジタル化するための所要の改正を行うものでございます。

具体的な主な改正内容につきましては、議案書6ページから新旧対照表がございますけれども、第15条第3項の改正により、不利益処分の相手方の所在が判明しない場合の通知を掲示場への掲示としていたものを、同条第4項で示す公示の方法で行うこととすること。次に、同条第4項では、その公示の方法については、公示事項を規則で定めるインターネットを利用する方法により、不特定多数の者が閲覧できる状態に置くこと。それに加えて、当該行政庁の掲示場に掲示する。または、当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧することができる状態に置くこと。さらに、また議案書8ページの第29条において、弁明の機会の付与についても、この規定を準用することとなっております。

本条例の施行日につきましては、改正行政手続法の施行日に合わせて、令和8年5月21日としております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○光根委員

今回、行政手続きのデジタル化ということで、従来の掲示板に加えてインターネットでもできるということがございますけれども、この公示送達そのものについては、手続き上はどういった流れになるのか教えてください。

○総務課長

この公示送達につきましては、聴聞を行う場合に通知を送りますが、それが郵便が不着返送するなど、相手の所在が分からない場合に、手続きを取るんですが、従来ですと、掲示板に掲示して、2週間たちましたら送達したものとみなすというような規定になっております。

その手続きを今回の改正で、インターネットに載せる分と、掲示板に貼る分というふうにするという内容でございます。

○光根委員

掲示板に加えて、どちらも、インターネット、ホームページですかね、どちらもすることですかね。

○総務課長

インターネットで掲示するのに合わせて、掲示板に紙を貼るという手続きも同時に行います。

○光根委員

裁判所からの許可を得て公示送達になるということですかね。

○総務課長

先ほど申しました聴聞とかをする場合に通知を送って、それが到達しない場合にということですが、条例第15条第4項の規定がございまして、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したとみなすということになっておりまして、条例の規定によりするというような形になります。

○光根委員

本市においてもですね、これまで公示送達があったと思うんですけども、その件数とかはわかりますか。

○総務課長

公示送達には、いろいろ市税法とか、いろいろございますけど、これに関しましては不利益処分に関するものでございますので、私の知る限りでは、今まで前例はございません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第44号 飯塚市行政手続条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第45号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○情報管理課長

「議案第45号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明を申し上げます。

まず、議案書9ページをお願いいたします。本議案は、地方公共団体情報システムの標準化への対応及び予防接種事務のデジタル化への対応に伴い、個人番号の利用範囲及び特定個人情

報の提供に関する規定を整備するものとなっております。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく独自利用事務として、市が取り扱う事務の範囲を明確化し、標準化システム及び国の制度改正に適合させるための整理となっております。

改正の柱は大きく2つございます。第1に、住登外者宛名番号管理機能への対応となります。第2に、予防接種法によらない予防接種に係る市費助成事務への対応となっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。第4条は、個人番号の利用範囲を定める規定でございます。

今回の改正では、標準化システムにおいて導入される「住登外者宛名番号管理機能」に対応するため、住民基本台帳に記録されていない者、いわゆる住登外者に係る宛名情報の管理について、条例上明確に位置づけるものとなっております。

具体的には、10ページの下段から11ページにありますが、第4条に第4項を新設し、住登外者を特定するために付番される番号及びその番号により管理される情報を「住登外者宛名情報」として定義し、事務処理に必要な限度で利用できる旨を規定するものとなっております。

これは、標準化システムにおいて住登外者を一意に管理するために必要な措置であり、当該機能の実装に伴い条例上の根拠を明確化するものとなっております。

続きまして、11ページから12ページとなります。別表第1は、第4条関係の独自利用事務を定めるものでございます。

今回の改正では、1点目として、住登外者宛名番号管理機能による住登外者情報の管理に関する事務を追加しております。別表第1の第8項及び第11項となります。

2点目として、予防接種法によらない予防接種、これは市が費用助成を行うものに限ります。に係る費用助成事務を追加しております。別表第1の第9項に当たります。

併せて、項番の整理等、所要の文言整理を行っております。

次に、24ページとなります。別表第2につきましては、予防接種法によらない予防接種に係る費用助成事務を追加するものでございます。別表第2の第21項の次に、第22項として追加。また、24ページから25ページにかけて、別表第3につきましても、住登外者宛名番号管理機能に係る事務を位置づけるなど、所要の整理を行っております。別表第3の市長から教育委員会への提供であります第4項及び教育委員会から市長への提供であります第7項を追加し、既存の番号を繰り下げしております。

最後に、25ページ下段になりますが、附則におきまして、本条例は公布の日から施行することになっております。ただし、別表第2の予防接種関係の追加規定につきましては、国における予防接種事務のデジタル化の施行時期に合わせて、令和8年6月1日から施行することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○藤堂委員

すみません、1点だけ確認します。予防接種のところで、市が予防接種を行うものに限って書いているんですけども、定期接種の今、5混合とか、水痘ワクチンとかは、こういうのは入ってくるけれども、おたふくだったり、RSウイルスワクチンなどは、これには該当しないという理解でよろしいでしょうか。

○健幸保健課長

予防接種のデジタル化とは、「予診情報・予防接種記録管理／請求支払システム」に登録するものでございまして、予防接種法に基づく定期接種は番号法により個人番号を利用できますが、任意接種は市町村が省令で定める必要がございます。委員ご質問のおたふく風邪やRSウ

ウイルスに関してですけれども、任意接種の範囲のものではありませんけれども、市が助成、飯塚市におきましては、福岡県の補助事業であります風疹の予防接種が対象になるということで、お尋ねのおたふく風邪、それからRSにつきましては、対象外となります。ただし、令和8年4月から、RSの妊婦さんに向けたワクチン接種がございます。これは定期接種の対象となりますので、この番号法のデジタル化の関係には含まれることとなります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○城丸委員

これちょっとよく分からなかったんですけど、要は、住登外者ですか、住登外者を、別の番号を付けて管理するという、普通は住民基本台帳に登録されている人はマイナンバーでして、そして住登外者は別の番号を付けて、何か管理するという言い方はおかしいかもしれませんが、ということでいいんですかね。

○情報管理課長

委員がおっしゃるように、住登外者自体にはもちろんマイナンバーを付けませんので、管理上、番号を振るようになります。ただし、今までも住登外という概念はありましたけど、標準化システムになるに当たって、ちょっと法律のほうが整理されてですね、こういう市町村で独自利用事務をする場合は定義しなさいということになっていますので、改めて定義をしたものとなります。

○城丸委員

この住登外者と言われる人たちはどれぐらいおられるのでしょうか。

○情報管理課長

一般的には、住所が北九州市ですけど固定資産を飯塚市に持たれているという方などがおりますけど、情報管理課のほうではその件数は把握しておりません。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第45号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第47号 飯塚市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第47号 飯塚市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。

昨年8月の人事院勧告にて、国家公務員給与改定の勧告が行われ、通勤手当における自動車等を使用した場合の距離区分について、新たな距離区分が設定されましたことから、これを参考にして本案を提出するものでございます。

議案書の30ページをお願いいたします。改正条例第1条の飯塚市職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、第16条第2項の通勤手当における自動車等を使用する場合の距離

区分及びその額について、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に倣い、規則委任するものでございます。

33ページをお願いいたします。改正条例第2条の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正につきましては、定年延長に係る改正が行われました国家公務員法等の一部を改正する法律附則の規定の改正に倣い、改正を行うものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第47号 飯塚市職員の給与に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第48号 飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第48号 飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例」について、補足説明いたします。

国家公務員等の旅費に関する法律が改正されましたことから、これを参考にして本案を提出するものでございます。改正の主な内容といたしましては、定額支給から実費支給への変更、旅費の種類の変更、その他関係条文の改正でございます。

議案書の37ページをお願いいたします。第2条第1項第6号につきましては、旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、職員等への旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対して当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができるよう改正されたことから、旅行役務提供者の定義を定めたものであります。

39ページをお願いいたします。第3条第7項につきましては、ただいま説明いたしました旅行役務提供者に直接支払いが可能になったことから、新設したものでございます。

40ページ下段から42ページ上段をお願いいたします。第6条につきましては、諸雑費や用務地内の交通費を名目とした「日当」の廃止や、宿泊を伴う出張にのみ支給する「宿泊手当」やパック旅行商品代として支給するための「包括宿泊費」の新設など、廃止、新設された旅費種目、旅費種目名称の変更に係る改正が行われていることから、これに倣い改正するものでございます。

42ページ下段から43ページ上段をお願いいたします。第9条につきましては、「日当」の廃止、及び「宿泊費」が定額支給方式から上限付きの実費支給方式に変更されることに伴い、実費支給方式に変更する上での上限額を設定するため、新たに改正するものでございます。

53ページをお願いいたします。第16条につきましては、旅行者等が条例または規則に違反して旅費に係る支払いを受けた場合に返納させ、返納について給与等から直接控除することが可能となるよう、新設したものでございます。

56ページをお願いいたします。附則第2項につきましては、日当の廃止に伴い、文言を修正するものでございます。附則第3項につきましては、飯塚市職員等旅費条例の条の繰上げに伴い、改正するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第48号 飯塚市職員等旅費条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第59号 飯塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○防災安全課長

「議案第59号 飯塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書127ページをお願いいたします。令和7年2月に発生した大船渡市林野火災を受けて、国は、消防防災対策のあり方に関する検討会を開催し、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要である、との報告を取りまとめました。

この国の通知を基に、飯塚地区消防組合において、令和8年1月1日付で、林野火災に関する注意報等を発令することができるように火災予防条例の改正がなされたものです。

このことに伴い、「飯塚市火入れに関する条例」の一部を改正し、林野火災注意報等発令時の火入れについて、関係規定を整備し、併せて、昭和63年4月1日に改称が行われた気象注意報にかかる文言等についても整理を行うものです。

128ページの新旧対照表をお願いします。今回の改正は、条例第14条、気象状況による火入れの中止、または既に火入れを実施している場合の迅速消火の義務規定において、林野火災に関する注意報等が発令された場合にも、その適用がなされるものとしております。

併せて、気象情報についても、現在の呼称へ変更するものです。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第59号 飯塚市火入れに関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第62号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明及びさきの本会議において審査要望のあった件の答弁を求めます。

○防災安全課長

「議案第62号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をいたします。

議案書の140ページをお願いいたします。今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損

害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和8年2月6日に公布され、本年4月1日より施行されることに伴いまして、飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものでございます。

141ページから143ページに新旧対照表をつけておりますが、今回の改正は、当該政令で定められています補償基礎額の改定に合わせ、本条例を改正するものとなります。

141ページの第5条第2項において、補償基礎額の最低額を9700円から1万円に、最高額を1万4500円から1万5千円に改定し、142ページ、同条第3項において、扶養に係る加算額を、配偶者については廃止とし、子については383円から433円に改定するものです。

また、下段の別表につきまして、143ページにわたり、先ほど述べました消防団員の補償基礎額について、下線部のとおり、300円から500円の範囲で引き上げ改定するものでございます。

なお、審査要望のありました「扶養に係る加算額を配偶者については廃止することの理由」につきましては、令和6年8月8日付人事院勧告において、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備として、「家族の在り方やライフスタイルが多様化する中で、生活補助的な給与についても官民の状況の変化を踏まえたものとする必要があるとあり、こうした観点から扶養手当を見直す。」との答申がなされ、令和6年12月25日付一般職の職員の給与に関する法律の改正に則して、非常勤消防団員等に係る損害補償額の基準を定める政令において、昨年度及び今回、段階的に廃止することになったものです。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第62号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第64号 飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企画政策室主幹

「議案第64号 飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること」について、補足説明いたします。

議案書146ページをお願いいたします。「飯塚市過疎地域持続的発展計画」につきましては、令和3年4月に「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」、いわゆる「新過疎法」が令和13年3月までの10年間の時限立法として施行され、同法第8条の規定に基づき策定しているものでございます。

本市につきましては、同法第3条及び第41条の規定に基づき、「筑穂地域」及び「颯田地域」が過疎地域に指定されております。

現在「飯塚市過疎地域持続的発展計画」は、令和3年度から5年を前期計画期間として策定いたしておりましたが、令和7年度をもって当該計画が終了いたしますことから、後期期間となる令和8年度から令和12年度までの5年を計画期間とする「飯塚市過疎地域持続的発展計画」を策定するものでございます。

策定に当たりましては、各所管部署による事業の整理を行うとともに、地元自治会やまちづ

くり協議会への説明・協議、市民意見募集を実施し、様々な意見を頂きながら策定したところでございます。

なお、本計画に計上する事業で、過疎対策事業債の起債の同意を受けますと、対象事業費に対しまして充当率が100%で、後年度に発生する元利償還金の70%が普通交付税の算定に算入されることとなっております。

それでは、別冊の「飯塚市過疎地域持続的発展計画（議案第64号関係）」の3ページ目をお願いいたします。目次でございますが、この計画書の構成につきましては、新過疎法第8条に規定されております市町村の計画に掲げる事項に基づき編成いたしております。

まず、1ページから17ページまでが「1. 基本的な事項」として、本市の人口や産業の推移を含む概況から公共施設等総合管理計画との整合までの9項目について記載しております。

18ページからは、先ほど申しましたとおり法に規定されております市町村の計画に掲げる事項の区分に従いまして、2の「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」から、目次の次のページをお願いします。

51ページの「9. その他地域の持続的発展に関し必要な事項」までにつきまして、その事項ごとに「現況と問題点」、「その対策」、「計画」の3つの項目で構成しております。

詳細な内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第64号 飯塚市過疎地域持続的発展計画を定めること」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第65号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第65号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」、補足説明いたします。

議案書の147ページをお願いいたします。福岡県市町村職員退職手当組合の加入団体である久留米市外三市町高等学校組合が令和8年3月31日に解散することに伴い、当該組合を脱退いたしますことから、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を減少し、また、加入団体である久留米広域市町村圏事務組合が、令和8年4月1日から久留米広域消防組合に名称を変更することから、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（ 討論なし ）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第65号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」については、原案のとおり可決

することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。次に、「閉会中の特別付託事件について」を議題といたします。

お諮りいたします。本委員会として、「働き方改革推進計画について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「働き方改革推進計画について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。

なお、本件については、会議規則第105条の規定に基づき、議長に申出をいたしますので、ご了承願います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について、報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「公用車による物損事故の発生について」、報告を求めます。

○防災安全課長

「公用車による物損事故の発生について」、ご報告させていただきます。

本件事故は、令和7年12月14日、日曜日、午前11時45分頃、飯塚市川津地内におきまして、消防団員が訓練参加後、分団詰所への帰路中に、車両燃料の補充をすべく、相手方建物の駐車場内にて消防ポンプ自動車を方向転換した際、車両後部の装備が建物の外壁に衝突し、損害を与えたものです。

なお、本件事故における損害賠償額につきましては、相手方との協議において18万3700円を予定しているところです。

この事故を受け、12月23日に緊急方面隊会議、また、2月10日に幹部会議を開催し、飯塚消防団への情報共有を図り、再発防止に向けた指導を行ったところです。

消防車両を含む公用車の安全運転には、日頃より、各分団への広報・周知を行っておりますが、これまで以上に安全管理に対する一層の注意喚起を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。